

○福山市リサイクルプラザ条例

平成 12 年3月 14 日条例第 30 号

改正

平成 16 年6月 24 日条例第 31 号

平成 17 年9月 27 日条例第 72 号

平成 19 年3月 27 日条例第6号

福山市リサイクルプラザ条例

(目的及び設置)

第1条 廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する情報及び体験の場を市民に提供することにより、その意識の啓発を図るとともに、市民の自主的な活動を支援し、もって資源循環型社会の形成に資するため、福山市リサイクルプラザ(以下「リサイクルプラザ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 リサイクルプラザの位置は、次のとおりとする。

福山市箕沖町 107 番地2

一部改正〔平成 19 年条例6号〕

(事業)

第3条 リサイクルプラザにおいては、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物の減量、再資源化及び再生利用に関する情報の収集並びに啓発
- (2) 廃棄物の減量及び再生利用に関する講座等の開催
- (3) 環境保全又は廃棄物の減量及び再生利用に関する各種団体活動の支援
- (4) 廃棄物等を再利用する制作活動の支援
- (5) 不用物品の再生及び補修
- (6) その他必要な事業

(使用の許可)

第4条 リサイクルプラザの研修室、会議室、和室又はリサイクル体験室(以下「研修室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に当たり、リサイクルプラザの管理上必要があるときは、条件を付けることができる。

(使用許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他リサイクルプラザの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第6条 研修室等の使用料は、無料とする。

(使用許可の取消等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用の許可(以下「使用許可」という。)を取り消し、研修室等の使用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可を受けた目的以外に研修室等を使用し、又は使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。

2 前項の規定による処分により、使用者が被る損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(特別設備等の制限等)

第8条 使用者は、特別な設備をし、又は備付けの器具以外の器具を持ち込み使用するとき、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備をすることを命ずることができる。

(使用後の処置)

第9条 使用者は、研修室等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復して返還するものとする。第7条第1項の規定により使用許可を取り消されたときも、同様とする。

(入場の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- (4) その他リサイクルプラザの管理上支障がある者

(損害賠償の義務)

第11条 故意又は過失により、リサイクルプラザの建物又は附属設備若しくは備付けの器具を損傷した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成 16 年条例 31 号・17 年 72 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条から第8条まで、第 12 条及び次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成 12 年規則第 57 号により平成 12 年9月1日から施行)(平成 12 年規則第 58 号により附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成 12 年6月1日から施行)
(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年条例第 112 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 16 年6月 24 日条例第 31 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年8月1日から施行する。
(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年条例第 112 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 17 年9月 27 日条例第 72 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年3月 27 日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。